

愛媛県集落営農育成資金融資要綱

平成24年4月1日制定

最終改正日：令和8年4月24日

(令和8年4月1日適用)

第1 目的

この要綱は、集落営農の育成を支援するため、農業近代化資金の融通について農業近代化資金融通法（昭和36年11月10日法律第202号）、愛媛県農業近代化資金利子補給金交付要綱、愛媛県農業近代化資金融資要綱（以下「要綱」という。）及び同融資要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

第2 制度の仕組み

集落営農組織や農業を営む任意団体が、農地の利用集積又は農作業受託のために必要な農業近代化資金を借受ける場合に、資金繰りが困難な貸付当初5年間、県が融資機関に対して上乗せ利子補給を行うことにより、実質無利子化の措置を講じる。

第3 借受資格者

農地の利用集積を行っている又は行う計画がある、若しくは農作業を受託している又は受託する計画がある集落営農組織（要綱第2の1の(1)のキの(ア)に該当する者）及び農業を営む任意団体（要綱第2の1の(1)のクに該当する者）とする。

第4 融資機関

融資機関は、要綱第2の2に規定されている機関とする。

第5 資金の種類

農地の利用集積又は農作業受託のために必要な資金であって、要綱第3の1に掲げる資金とする。

第6 利子補給

融資機関に対する利子補給は、次のとおりとする。

平成24年4月1日から令和9年3月31日までの間に県の利子補給承認が行われた農業近代化資金について、要綱第6の1に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を、貸付当初5年間に限り行うものとする。

第7 借入手続

(1) 要綱及び要領に定めるところによる。

ただし、利子補給承認申請時には「営農活動の状況（別紙様式）」を添付すること。

(2) 借入申込書及び申請書には必ず「集落営農育成資金」と朱書すること。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月15日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年4月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年5月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年5月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和7年4月21日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和8年4月24日から施行し、令和8年4月1日から適用する。